

令和6年度宇部市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針 概要

策定の根拠

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項

市町村は、毎年度、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に関し、当該市町村の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

策定の目的

調達方針の策定により、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

調達方針の概要

1 適用範囲

市の全ての部局等が行う物品等の調達

2 対象施設等

- ・ 障害福祉サービス事業所等
- ・ 特例子会社
- ・ 在宅就業障害者等 など

3 調達の目標

103, 879千円

※令和5年度実績 102, 036千円

4 調達の推進方法

- ① 情報の収集及び共有
調達可能な物品等の情報を収集し、情報共有を図る。
- ② 受注機会増大のための措置
前例にとらわれず調達の可能性について検討するように努める。
可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法に配慮するとともに、障害者就労施設等と十分な調整に努める。
- ③ 随意契約による調達
地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第3号による随意契約を積極的に活用するように努める。
- ④ 関係機関との連携
関係機関と連携をとりながら推進する。

5 調達方針及び調達実績の公表

- ・ 方針を策定又は見直したときは、市ウェブサイト等により公表する。
- ・ 当該年度終了後、実績の概要を取りまとめ、市ウェブサイト等により公表する。